

随意契約理由書

件名	市立豊中病院手術室空調設備改修工事監理委託
契約の相手方	株式会社上坂設計
根拠法令	地方公営企業法第21条の14第1項第2号
随意契約理由	<p>本業務は、市立豊中病院手術室空調設備改修工事の監理業務を委託するものです。</p> <p>当該工事の品質・性能確保につなげるためには、必要な知識と資料を有したうえで、施工者に正確に設計意図を伝達し、反映させる工事監理が不可欠であり、当該建物の現状にも精通している必要があるため。</p>
備考	当該既存設備の実施設計は、株式会社上坂設計が行っております。